

「小規模多機能型居宅介護」重要事項説明書

この重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づき、当法人・当事業所の概要や提供されるサービスの内容等、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

事業理念

敬天愛人（けいてんあいじん）

道は天地自然の物にして、

人はこれを行なふものなれば、

天を敬するを目的とす。

天は人も我も同一に愛し給ふゆえ、

我を愛する心をもって人を愛するなり。

事業指針

ご利用者の立場で考えます。

決めたことは必ずやり遂げます。

創意工夫をもって仕事に取り組みます。

常に自分を高める努力をします。

お互いの理解と協力を大切にします。

安心・安全を提供するためにノーリフトケアを実施します。

社会福祉法人 敬天会

小規模多機能型居宅介護事業所 牧島荘

当事業所は長崎市長の指定を受けています。

(事業者番号 第 4290101585号)

当事業所ではご利用者に対して指定小規模多機能型居宅介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービス内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明を致します。

1. 経営法人の概要

法人の名称 社会福祉法人 **敬天会** (けいてんかい)
法人所在地 〒851-0114 長崎県長崎市牧島町 9-1
電話番号 095-837-0310
ファクシミリ番号 095-837-0168
Eメール info@makishima.org
ホームページ <http://www.makishima.org>
代表者氏名 常任理事長 栗林 裕子 (くりばやし ひろこ)
設立年月 平成 13 (2001) 年 2 月 1 日

定款の目的に定めた事業

- 1) 第1種社会福祉事業
 - イ) 特別養護老人ホーム (牧島荘)

- 2) 第2種社会福祉事業
 - イ) 老人短期入所事業 (牧島荘)
 - ロ) 障害福祉サービス事業 (牧島荘)
 - ハ) 小規模多機能型居宅介護事業 (牧島荘)

- 3) 公益事業
 - イ) 居宅介護支援事業

施設・拠点等

特別養護老人ホーム	1ヶ所
短期入所生活介護事業所	1ヶ所
小規模多機能型居宅介護事業所	1ヶ所
居宅介護支援事業所	1ヶ所

2. 事業所の概要

事業所の種類	令和元年 10月1日指定 長崎市指令福総第 108号
事業所の目的	住み慣れた地域で生活するために、介護保険法に従い、利用者が自宅で可能な限り暮らし続けられるような生活の支援を目的として、通い、訪問、宿泊サービスを柔軟に組み合わせてサービスを提供します。
事業所の名称	小規模多機能型居宅事業所 牧島荘
事業所所在地	〒851-0114 長崎県長崎市牧島町 9-1 電話番号 095-837-0310
管理者氏名	管理者 栗林 裕子（くりばやし ひろこ）
開設年月	令和元年（2019）年 10月 1日
登録定員	29名（通いサービス定員 18名、宿泊サービス定員 9名）

3. 事業実施地域及び営業時間

通常の事業の実施地域 日見・橘・東長崎日常生活圏域

営業日及び営業時間

営業日	年中無休
通いサービス	月曜日から日曜日（基本時間）9時30分から16時30分
宿泊サービス	月曜日から日曜日（基本時間）16時30分から9時30分
訪問サービス	月曜日から日曜日（基本時間）随時

4. 施設の概要

(1) 施設	建物構造	鉄筋コンクリート平屋建
	建物面積	2,684.9㎡
	敷地面積	7,731.㎡
	駐車場	あり

(2) 居室の概要

当事業所では、以下の居室、設備をご用意しています。宿泊サービスに利用される居室は個室です。

居室・設備の種類	備 考
宿泊室	全室個室（電動ベッド・エアコン・ナースコール完備）9 部屋
居間・食堂	アイランドキッチン設置
トイレ	洗面及び水洗トイレ（ウォシュレット便座あり）
浴室	一般浴室にリフト浴を設置
消防設備	自動火災報知設備・消防機関へ通報する火災報知器設備・煙感知器・非常用照明・誘導灯・消化器具・スプリンクラー設備

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定小規模多機能型居宅介護事業所に必置が義務けられている設備です。

5. 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して指定小規模多機能型居宅介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

職 種	常勤	保有資格/備 考
1.管理者	1 名（兼務）	認知症実践者/介護従事者と兼務
2.介護支援専門員	1 名以上	介護支援専門員/介護従事者と兼務
3.看護職員	1 名以上	看護師・准看護師/介護従事者と兼務
4.管理栄養士	1 名（兼務）	管理栄養士/特養管理栄養士と兼務
5.介護従事者	10 名以上	介護福祉士・実務者研修修了者/介護支援専門員・看護職員と兼務

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（週 40 時間）で除した数です。

（例）週 8 時間勤務の職員が 5 名いる場合、常勤換算では、1 名（8 時間×5 名÷40 時間＝1 名）となります。

6. 職員の勤務体制

職 種	勤 務 体 制
1.管理者	09：00～18：00
2.介護支援専門員	09：00～18：00
3.看護師	09：00～18：00
4.管理栄養士	09：00～18：00
5.介護職員	早勤 07：00～16：00
	日勤 08：0～20：00 *フレックスタイム
	遅勤 12：00～21：00
	夜勤 21：00～7：00（8 時間勤務・2 時間休憩）

7. 当事業所が提供するサービスとご利用料金(契約書第4条、第7条参照)

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- (1) 介護保険対象となるサービス
- (2) 利用料金の全額をご利用者に負担いただくサービス
(介護保険の対象外のサービス) があります。

(介護保険の対象となるサービス)

以下のサービス内容を具体的にどのような頻度、内容で実施するかについては利用者
と協議の上、小規模多機能型居宅介護計画書に定めます。

○通いサービス

事業所の拠点において、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を提供し
ます。

・食 事

- I) 食事の提供及び食事の介助をします
- II) 事業所内のキッチンでお料理することができます
- III) 食事サービスの利用は任意です

・入 浴

- I) 入浴・清拭は、希望に応じて行います。ご利用者の身体の状況と希望等を伺っ
た上出来る限り自立して清潔保持が可能となるよう目指します
- II) 入浴サービスの利用は任意です

・排 泄

ご利用者の心身の能力を最大限活用し、排泄の自立に向けた支援をおこないます

・機能訓練

利用者の状態に応じた機能訓練を行い、身体機能低下を防止するよう努めます

・健康チェック

血圧測定等利用者の全身状態の把握を行います

・送迎サービス

利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います

○宿泊サービス

事業所に宿泊していただき、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を
提供します。

○訪問サービス

- ・利用者のご自宅にお伺いし、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。
- ・訪問サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気）は、無償で使用させていただきます。
- ・訪問サービス提供にあたって、下記に該当する行為はいたしません。
 - I) 医療行為
 - II) 利用者もしくはそのご家族からの金銭又は高価な物品の授受
 - III) 飲酒及びご利用者もしくはそのご家族等の同意なしに行う喫煙
 - IV) 宗教活動・政治活動・営利活動

（ご利用料金）

○通い・訪問・宿泊（介護費用分）すべてを含んだ1ヵ月単位の費用額

利用料金は1ヵ月ごとの包括費用（定額）です。下記の料金によって、ご利用者の要支援及び要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた負担割合に応じた金額をお支払いください。（加算に伴う小数点以下の端数処理によって若干金額が異なる場合がございます）

（緊急時における短期利用や宿泊ニーズへの対応 短期利用居宅介護）

○宿泊室に空床があり、緊急やむを得ない場合など以下の要件を満たす場合は登録者以外の短期利用を可能とします。

- ・利用者の状態や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に利用が必要と認めた場合であって、小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員が当該事業所の登録者に対する小規模多機能型居宅介護の提供に支障がないと認めた場合であること。
- ・利用開始にあたって、あらかじめ7日以内（利用者の日常生活上の世話を行う家族のやむを得ない事情がある場合は14日以内）の利用期間を定めるもこと。
- ・指定基準に定める従業員の員数を置いていること。
- ・指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供するサービス提供が過少である場合の減算を受けていないこと。
- ・登録者の宿泊サービス利用者と、登録者以外の短期利用の合計が宿泊定員の範囲内で空いている宿泊室を利用すること。
- ・指定基準に定める従業員数を置いていること。

(Ⅰ) 基本料金/1月あたり ※1単位=10.17円で計算

	単位数	ご負担額 10割負担	介護保険適用時 の自己負担額 【1割】	介護保険適用時 の自己負担額 【2割】	介護保険適用時 の自己負担額 【3割】
要支援 2	3,450	35,086 円	3,509 円	7,018 円	10,526 円
要支援 2	6,972	70,905 円	7,091 円	14,181 円	21,272 円
要介護 1	10,458	106,357 円	10,636 円	21,272 円	31,908 円
要介護 2	15,370	156,312 円	15,632 円	31,263 円	46,894 円
要介護 3	22,359	227,391 円	22,740 円	45,479 円	68,218 円
要介護 4	24,677	250,965 円	25,097 円	50,193 円	75,290 円
要介護 5	27,209	276,715 円	27,672 円	55,343 円	83,015 円

(Ⅱ) 加算料金/1月あたり ※該当加算はしのチェックとする

	単位数	ご負担額 10割負担	介護保険適 用時の自己 負担額 【1割】	介護保険適 用時の自己 負担額 【2割】	介護保険適 用時の自己 負担額 【3割】
認知症加算(Ⅰ)	920	9,356 円	936 円	1,872 円	2,087 円
認知症加算(Ⅱ)	890	9,051 円	906 円	1,811 円	2,716 円
認知症加算(Ⅲ)	760	7,729 円	773 円	1,546 円	2,319 円
認知症加算(Ⅳ)	460	4,678 円	468 円	936 円	1,404 円
若年性認知症利用者受入 加算	800	8,136 円	814 円	1,628 円	2,441 円
科学的介護推進体制加算	40	406 円	41 円	82 円	122 円
看護職員配置加算(Ⅰ)	900	9,153 円	916 円	1,831 円	2,746 円
看護職員配置加算(Ⅱ)	700	7,119 円	712 円	1,424 円	2,136 円
総合マネジメント体制強 化加算(Ⅰ)	1,200	12,204 円	1,221 円	2,441 円	3,662 円
サービス提供体制強化加 算(Ⅰ)	750	7,627 円	763 円	1,526 円	2,289 円
生活機能向上連携加算 (Ⅰ)	100	1,017 円	102 円	204 円	306 円
生活機能向上連携加算 (Ⅱ)	200	2,034 円	204 円	407 円	61 円
訪問体制強化加算	1,000	10,170 円	1,017 円	2,034 円	3,051 円
口腔・栄養スクリーニン グ加算	20	203 円	21 円	41 円	61 円
生産性向上推進体制加算 (Ⅰ)	100	1,017 円	102 円	204 円	306 円
生産性向上推進体制加算 (Ⅱ)	10	101 円	11 円	21 円	31 円
介護職員等処遇改善加算	加算率 14.9% (区分支給限度基準額算定対象から除外)				

(Ⅲ) 加算料金/1日あたり ※該当加算はしのチェックとする

	単位数	ご負担額 10割負担	介護保険適 用時の自己 負担額 【1割】	介護保険適 用時の自己 負担額 【2割】	介護保険適 用時の自己 負担額 【3割】
初期加算	30	305円	31円	61円	92円
看取り連携体制加算	64	650円	65円	130円	195円

※月毎の包括料金ですので、ご利用者の体調不良や身体状況の変化等により小規模多機能型居宅介護計画書に定めた期日よりも利用が少なかった場合や、小規模多機能型居宅介護計画書に定めた期日よりも多かった場合でも、日割りでの割り引き及び増額はいたしません。
 ※月の途中から登録した場合及び月の途中で登録を終了した場合には、その期間に応じて日割りした利用料をお支払いいただきます。

(Ⅳ) 介護保険適用外料金

	自己負担額
食材料費及び調理費（朝食代）	300円
食材料費及び調理費（昼食代）	550円
食材料費及び調理費（夕食代）	600円
居住費（1泊につき）	1,700円
レクリエーション・クラブ活動費	実費
おむつ等費	実費
通常の実施地域以外の利用者に対する送迎日及び交通費	5kmにつき 700円

(Ⅴ) 短期利用居宅介護料金/1日あたり

	単位数	ご負担額 10割負担	介護保険適用時 の自己負担額 【1割】	介護保険適用時 の自己負担額 【2割】	介護保険適用時 の自己負担額 【3割】
要支援1	423	4,301円	431円	861円	1,261円
要支援2	529	5,379円	538円	1,076円	1,614円
要介護1	570	5,796円	580円	1,160円	1,739円
要介護2	638	6,488円	649円	1,298円	1,947円
要介護3	707	7,190円	719円	1,438円	2,157円
要介護4	774	7,871円	788円	1,575円	2,362円
要介護5	840	8,542円	855円	1,709円	2,563円

※1単位＝10.17円で計算

前頁の自己負担額のほかに、下記費用等が必要になります。

(Ⅱ) 加算料金/1月あたり

	単位数	ご負担額 10割負担	介護保険適用時 の自己負担額 【1割】	介護保険適用時 の自己負担額 【2割】	介護保険適用時 の自己負担額 【3割】
サービス提供体制強化加算	25	254円	26円	51円	77円
介護職員等処遇改善加算	加算率 14.9% (区分支給限度基準額算定対象から除外)				

(Ⅵ) 日常生活費(月額)

○金銭預かり出納代行

預り金の出納管理に係る事務代行料として・・・2000円

*算出根拠

a.職員人件費 240,000円(職員1ヶ月の平均給料)⇒1時間あたり約1,000円

b.金銭管理・事務代行にかかる時間 1日5分×1ヶ月(30.4日)⇒152分(約2.5時間)

c.金銭管理・事務代行にかかる時間 1日5分×1ヶ月(30.4日)⇒152分(約2.6時間)

a. 1,000円×b. 2.5時間= 2,500円

○電気製品等ご利用の場合

電気料として(持ち込み電気製品1品につき)・・・500円

*算出根拠 一日あたり電気料 25円×1ヶ月(30.4日) = 760円

○洗濯(委託業者が対応します)・・・4,400円

○医療費・・・受診時の医療費や薬代実費を請求させていただきます。

○理美容費・その他購入費・・・実費を請求させていただきます。

(2) サービスご利用の前にご確認ください

○男性介護職員の有無 (・ 無)

○従業員の研修の実施 (内部研修月1回、外部研修随時実施しています。)

○サービスマニュアルの作成 (・ 無)

○身体的拘束の有無 (有 ・)

○ICT使用の有無 (・ 無)

(3) サービスご利用のお約束

○面会 予約制となっております。事前にご予約をお願いします。

※コロナウイルスの感染状況によりご面会を控えていただく場合があります。

○飲酒 成人の方は、適度の量でお楽しみ下さい。

○喫煙 事業所敷地内は全面禁煙となっております。

○金銭、貴重品の管理等 原則的にご本人様に管理していただきます。ただし、ご利用者

の希望により金銭の管理サービスや預貯金通帳、印鑑を預かり管理させていただく場合には、金銭預り出納代行料が必要となります。

(4) ご利用料金・費用のお支払い方法

前記(1)の料金・費用は、月末〆切の翌月10日までにご請求いたします。

翌月20日までにお支払いいただきますようお願いいたします。

I) 現金をご持参される場合・・・法人事務室へご持参ください。

II) □ 座 振 替 の 場 合・・・指定口座より自動的に振替えられます。

III) 銀行お振込の場合・・・

十八親和銀行長崎支店 普通預金口座 No. 149622 口座名 社会福祉法人 敬天会 (けいてんかい) 理事長 栗林 裕子 (くりばやしひろこ) 電話番号 095-837-0310
--

(5) 利用中止・変更・追加

- ・利用予定日の前に、ご利用者の都合により、小規模多機能型居宅介護サービスの利用を中止・変更・新たなサービスを追加することができます。この場合には、原則としてサービス実施日の前日までに申し出ください。
- ・サービスの利用追加、変更の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご利用者の希望する日にサービスが提供できない場合は、利用可能日を提示して協議します。
- ・サービスを休まれる場合、利用予定日の6日前より食事代のキャンセル料が発生します。キャンセルを希望される方は、6日前までにご連絡ください。

(6) ご利用料金の変更

所定の料金について、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う1ヵ月前までにご説明します。

8. 事故発生時の対応

次頁「事故／急変等発生時フロー」に従い、適切且つ迅速な対応に務めます。事故発生時のご利用者ご家族への説明・対応は『早期対応・早期解決』を原則とします。

- ①ご利用者は、特に高齢者の事故は、現状に復することが少ないこと。
- ②訴訟、争いになったとして、高齢者には残された時間が少ないこと。
- ③何よりもまず、当該ご利用者のQOL回復を優先する。

この3点を全職員が認識すべき事故対応に関するポイントとし、

1. 事実を伝える。
2. 起こった責任の問題と事実とは別。
3. 事実関係については責任者から直接説明する。という初期対応を誤りません。

(注)【夜間】18：00～翌 9：00 に発生した事故等の場合、発生時刻によってご利用者ご家族への報告の手順が異なります。

- 1) 18：00～23：00／7：00～9：00 に発生した場合、重篤性・緊急性を考慮のうえ、状況大勢つき次第、即ご報告します。
- 2) 23：00～翌 7：00 に発生した、重篤・緊急を要する場合は、即ご報告します。
- 3) 23：00～翌 7：00 に発生した、2)以外の場合は、9：00 以降にご報告します。

9. 非常災害対策

消防計画を作成し、定期的な避難訓練、防災訓練、防災教育をご利用者も参加して開催し、周知徹底に務めます。

10. 感染症や災害への対応力強化

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から①委員会の設置②指針の整備③研修の実施④訓練（シュミレーション）を行っています。

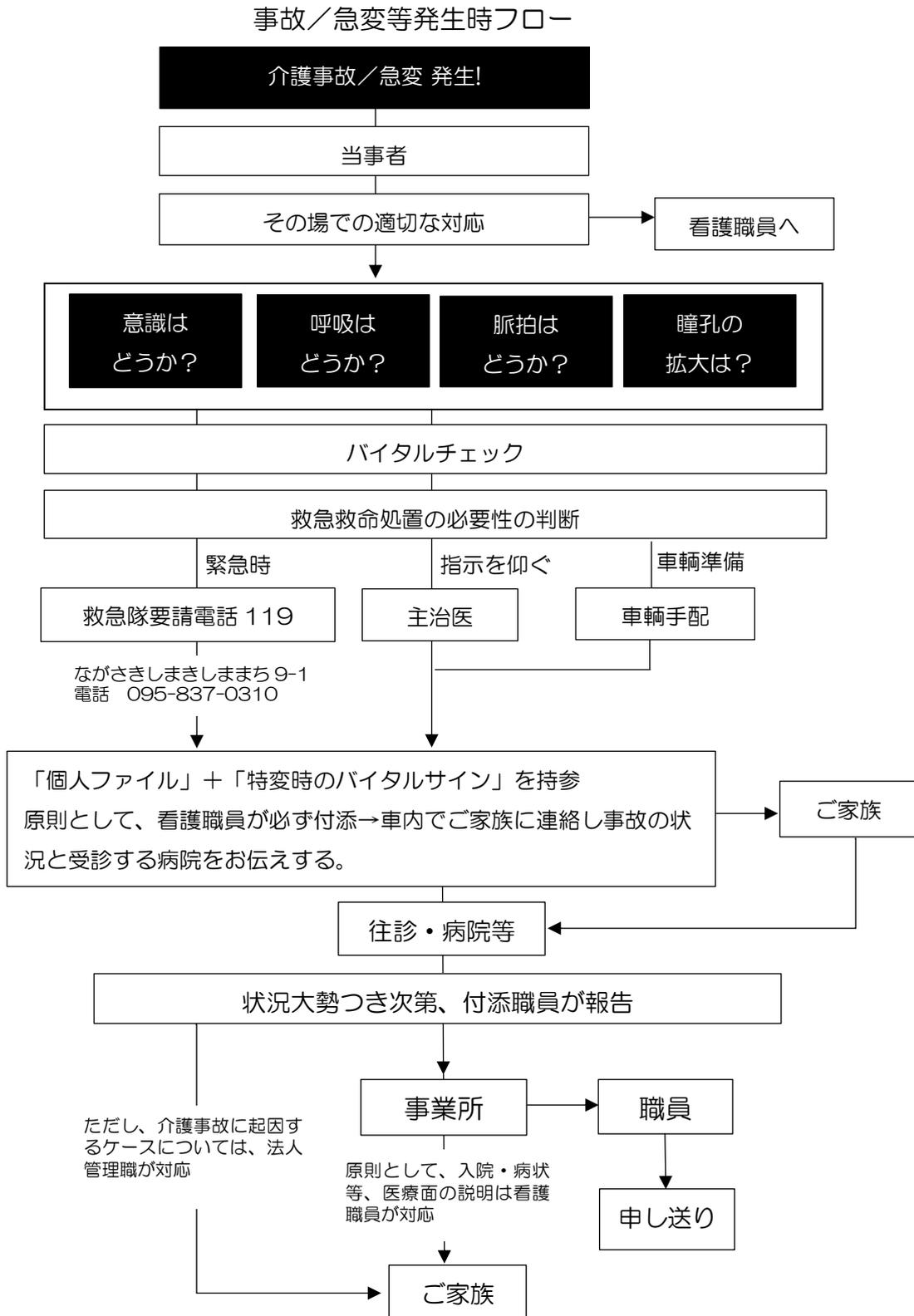
11. ご利用者の記録や情報の管理、開示について(契約書第7条第5項)

事業者は、関係法令に基づいて、ご利用者の記録や情報を適切に管理し、ご利用者の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料などの諸日費用は、ご利用者の負担となります。）

※長崎市の条例により、記録の保管期間はサービスが終了してから5年間とします。

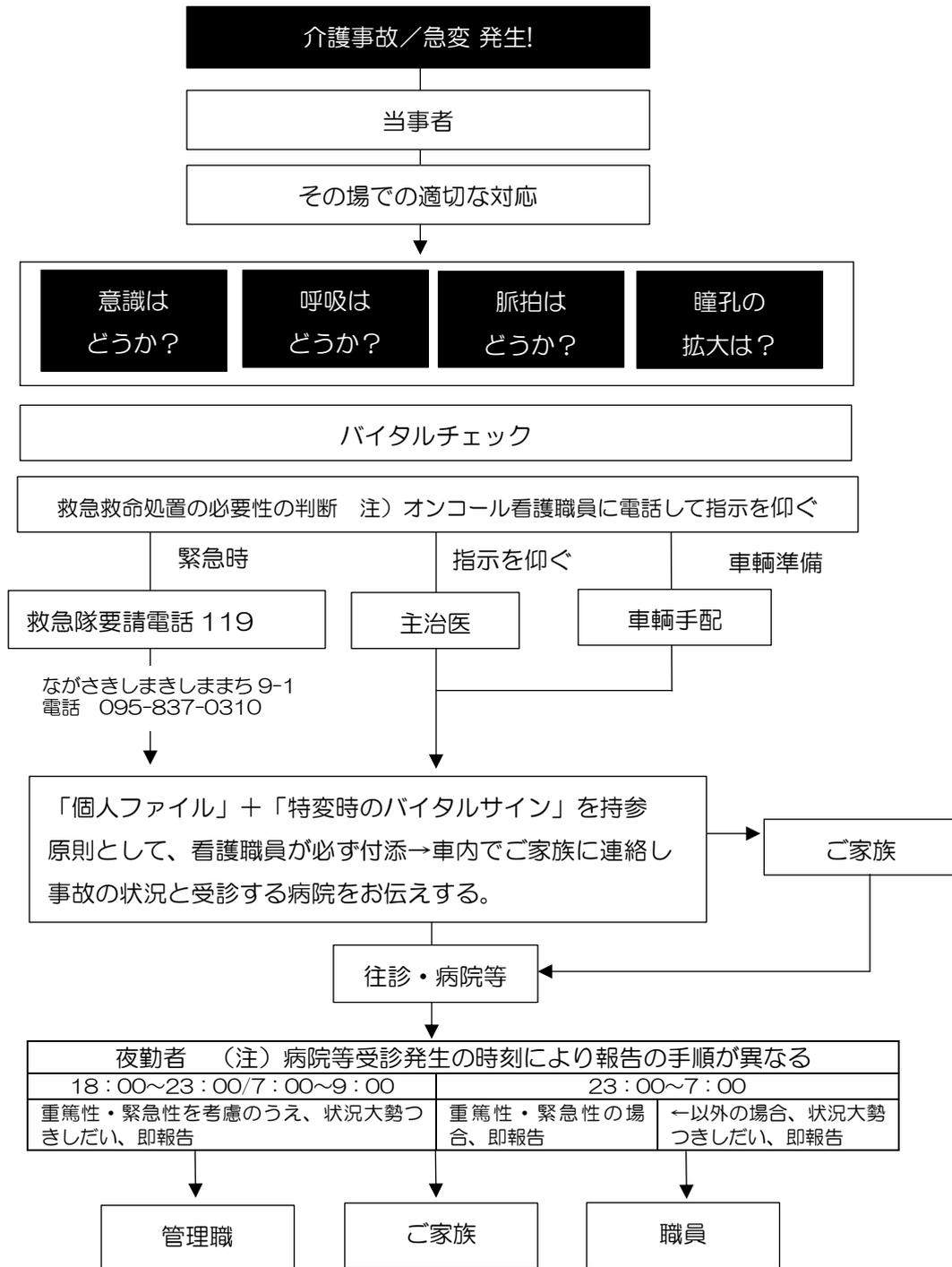
○閲覧・複写ができる窓口業務時間 09：00～18：00

【昼間】事故／急変等発生時フロー



【夜間】事故／急変等発生時フロー

事故／急変等発生時フロー



13. 介護サービス情報公表制度について

(制度の趣旨)

介護保険制度は、介護サービスを利用しようとする者が自ら介護サービス事業者を選択し、ご利用者と事業者が契約しサービスを利用また提供する制度です。
ご利用者本位による適切な事業者選択を通じたサービスの質の向上が図られる事を基本理念としています。

こうした基本理念を現実の利用場面において実現する仕組みとして平成 18 年 4 月から介護保険法第 115 条の 29 から 37 において規定され、「介護サービス情報の公表」制度が導入され、事業者介護サービスの公表が義務づけられました。

(公表される介護サービス情報)

公表される情報は「基本情報」と「調査情報」とがあります。

○基本情報・・・事業者の運営主体、事業者名、職員体制、利用料金など基本的な情報で、事業者が報告した事がそのまま公表されます。

○調査情報・・・介護サービスに関するマニュアルの有無、サービス提供内容の記録管理を行った上の有無など、事業者が報告した情報について、指定調査機関が事実確認の調査（年 1 回）で公表されます。

※ご利用者の情報が公表される事は一切ありませんのでご安心ください。

長崎県指定情報公表センター <http://www.nagasaki-kokuho.or.jp/>

長崎県長寿社会課 <http://www.pref.nagasaki.jp/choiu/kaigo/>

14. 福祉サービス第三者評価実施状況について

項目	内容
(1)実施の有無	有 ・ 無
(2)実施年月日	令和 年 月 日
(3)実施した評価機関	
(4)評価結果の状況	

15. 苦情・相談等の受付について(契約書第 15 条参照)

(1) 当事業所における苦情・相談等の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付担当責任者

看護主任 前田 都子 (まえだ みやこ)

介護支援専門員 里 祐子 (さと ひろこ)

事業所電話番号 095-837-0310 事業所ファクシミリ 095-837-0168

○苦情取りまとめ責任者

事業本部長 浦岩 真知子 (うらいわ まちこ)

業所電話番号 095-837-0310 事業所ファクシミリ 095-837-0168

○苦情解決責任者

介護老人福祉施設牧島荘 施設長 前川恒子 (まえかわ つねこ)

社会福祉法人敬天会 常任理事長 栗林 裕子 (くりばやしひろこ)

業所電話番号 095-837-0310 事業所ファクシミリ 095-837-0168

○第三者委員

公認会計士 手塚 堅太郎 (てづか けんたろう)

連絡先 あじさい・波多野税理士法人 長崎市麹屋町1番6号 手塚ビル 4F

電話番号 095-824-0311 Eメール office@tezukakaikei.com

○第三者委員

社会福祉法人敬天会 理事 長野 康子 (ながの やすこ)

連絡先 長崎市牧島町650-2 電話番号 095-830-1252

また、苦情受付ボックスを牧島荘玄関ホールに設置しています。

(2) 上記以外に、次の公的機関の相談・苦情窓口等においても受け付けています。

○長崎県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情処理担当

(ながさきけんこくみんけんこうほけんだんたいれんごうかい)

相談日 土曜日、日曜日、祝日を除く 午前9時～午後5時

場 所 〒850-0025 長崎市今博多町8番地2

専用電話 095-826-1599 ファクス 095-826-1779

○長崎県運営適正化委員会 (ながさきけんうんえいてきせいはいんかい)

相談日 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

場 所 〒852-8555 長崎市茂里町3番24号長崎県総合福祉センター4階

電話番号 095-842-6410 ファクス 095-842-6740

○長崎市高齢者すこやか支援課（ながさきしこうれいしゃすこやかしえんか）

場 所 〒850-8685 長崎市桜町 6-3（市役所別館 1 階）

電話番号 095-829-1146 ファクス 095-829-1228

電子メール sukoyaka@city.nagasaki.lg.jp

(3) 苦情等処理体制・手順について

次頁「苦情等申立から解決までのフロー」をご参照ください。

16. 虐待防止について

事業者は、ご利用者等の人権の擁護・虐待防止等のため、「障害者（児）施設における虐待防止について」（平成 17 年 10 月 20 日障発第 102001 号厚生労働省社会援護局障害保健福祉部長通知）に準じた取り扱いをするとともに、下記の対策を講じます。

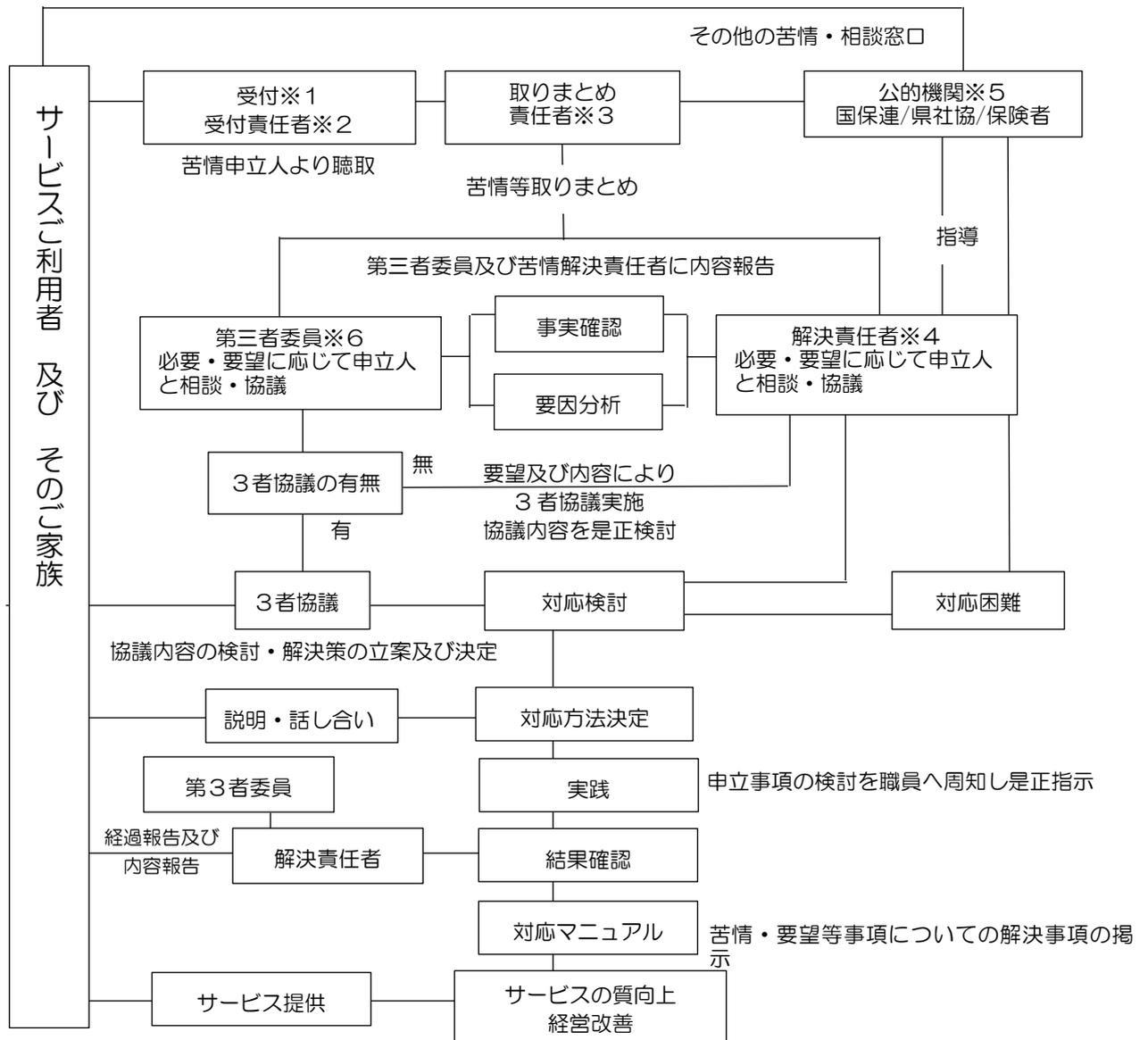
○虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者 里 祐子（さと ひろこ）

○成年後見人制度の利用を支援します。

○従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

【苦情等対応について 苦情等申立から解決までのフロー】



- ※1 受付担当者 社会福祉法人敬天会 全職員
- ※2 受付担当責任者 前田都子（まえだみやこ）看護主任
里祐子（さとひろこ）介護支援専門員
- ※3 取りまとめ責任者 浦岩真知子（うらいわまちこ）事業本部長
- ※4 解決責任者 栗林 裕子（くりばやしひろこ）社会福祉法人敬天会常任理事長
前川 恒子（まえかわつねこ）施設長
- ※5 苦情・相談窓口 長崎県国民健康保険団体連合会 介護保険課
苦情処理担当長崎市今博多町 8 番地 2 Tel.826-1599
長崎県運営適正化委員会 長崎市茂里町 3-24 Tel.842-6410
長崎市高齢者すこやか支援課長崎市桜町 6-3 Tel.829-1146
- ※6 第三者委員 手塚 堅太郎（てづかけんたろう）
あじさい・波多野税理士法人長崎市麴屋町 1 番 6 号 手塚ビル 4F
Tel. 095-824-0311
長野康子（ながの やすこ）社会福祉法人敬天会理事
長崎市牧島町 650-2 Tel. 095-830-1252

17. 運営推進会議の設置について

小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容についての評価、要望、助言を受けるために次のとおり運営推進会議を設置しています。

【運営推進会議】

構成員	ご利用者・ご利用者の家族・地域住民の代表者・地域包括支援センター職員・小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等
開 催	2 ヶ月に 1 回開催
会議録	運営推進会議の内容・評価・要望・助言等について記録を作成し、法人ホームページに掲載。

18. 協力医療機関・連携施設

当事業所では、ご利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて以下の医療機関を協力医療機関として連携体制を整備しています。

○協 力 医 療 機 関 日本赤十字社長崎原爆諫早病院 長崎県諫早市多良見町化屋 986-2
診療科 呼吸器科、消化器科、循環器科、内科

○協力歯科医療機関 賑デンタルクリニック 長崎市古川町6-37オオクラビル3階
診療科 歯科

○連 携 施 設 ①社会福祉法人 敬天会 介護老人福祉施設 牧島荘
長崎市牧島町9番地1

②医療法人 博和会 介護老人保健施設 サンブライト愛宕
長崎市愛宕4丁目14番1号

・・・・・・・・・・契約する場合は、以下の確認をすること・・・・・・・・

年 月 日

小規模多機能型居宅介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

法人名 社会福祉法人敬天会

所在地 〒851-0114 長崎市牧島町9-1

事業所名 小規模多機能型居宅介護 牧島荘

管理者 栗林 裕子

説明者 所属

署 名

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項及び指針の説明を受け、小規模多機能型居宅介護の提供開始に同意しました。

ご利用者 住 所

氏 名

代理人 住 所

氏 名

(続柄)

※この重要事項説明書は、厚生労働省令第35号（平成18年3月14日）第8条の規定に基づき、ご利用申込者又はそのご家族への重要事項説明のために作成したものです。